

## 一般財団法人中東協力センター役員報酬規程

### (総則)

第1条 一般財団法人中東協力センター（以下「当センター」という。）の常勤の役員（以下「役員」という）の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

### (報酬の区分)

第2条 報酬は、本給、通勤手当、及び退職金とする。

### (本給の額)

第3条 本給は年棒とし、その上限額は別表のとおりとし、各年度の報酬額については理事会において定める。

2. 本給は、月割りで支給する。

### (日割計算)

第4条 次の各号に該当する場合は、勤務1日あたりの本給を日割り計算によって支給する。

(1) 新たに本給を受けることになり、又はこれに変更があった場合。

(2) 退職し、又は死亡した場合。

2. 前項に規定する勤務1日あたりの本給は、本給の月額を当該月における当センターの勤務日の日数で除した額とする。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のために利用している公共交通機関について、実費相当額を支給する。

### (退職金の額)

第6条 退職金の額は、役員に対する本給年棒の12分の1に相当する額に100分の20以内を乗じ、これに役員の前在任期間中当該本給年棒が適用された月数を乗じた額を、役員の前在任期間を通じて合算した額とする。

2. 役員が第8条の規程により種類の異なる役員に引き続いて在任したものとみなされた場合における退職金の額は、それぞれの在任期間に相当する退職金の額を合算した額とする。

3. 役員が定款第28条第1項の規定に基づき解任されたときは、退職金の額の全部または一部の額を減額することができる。

### (在任期間の計算)

第7条 在任期間の月数の計算については、選任の日から暦に従って計算するものとし、1ヶ月に満たない端数を生じたときは、1ヶ月とする。

### (再任等の場合の取扱い)

第8条 役員が任期中、任期満了の日の翌日において再び役員に選任されたときは、引き続き在任したものとみなす。

### (退職金の支給)

第9条 退職金は、法令の規定によりその退職金の額から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

遺族の範囲及び支給順位)

第10条 第9条に規定する遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条の規定に準ずるものとする。

(遺族の受給資格証明書)

第11条 第10条の規定により遺族に退職金を支給するときは、戸籍謄本、住民登録謄本、その他遺族である事実を証明する書類を徴しなければならない。

(報酬の支給日及び支給方法)

第12条 本給は、毎月1日から末日までの分を当月20日に支給する。ただし、支給日が当センターの所定休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

2. 通勤手当は必要日から6ヶ月間の通勤用定期代金を必要日までに支給する。

附則 この規程は、平成25年4月1日より実施する。  
(一部改訂) 平成30年6月27日(同日施行)

別表 本給の上限報酬額

専務理事	18,000,000円
常務理事	15,000,000円
理 事	12,000,000円